

長崎グループホーム火災について

2月8日に長崎県にて認知症高齢者グループホームにて、4名の方がお亡くなりになり、8名の負傷をされる方が重大な火災が発生しました。火災の原因是、加湿器（リコール商品）の発火によるものだそうです。

認知症のグループホームでは、高齢の患者5～9人が1つのグループとなって24時間体制で介護を受けられ、家族的な雰囲気で精神状態も安定するなどの効果があるとされています。認知症患者は年々増加し、12年には305万人と推計され、認知症グループホームも増え、11年5月の事業者数は1万617となっています。グループホームをはじめとする高齢者施設の入所者は、介護を必要とする人が多く、施設職員が速やかに誘導しないと、緊急時の避難に手間取る場合があり、消火・防火設備、防火管理体制などの整備が十分でないと被害が拡大する恐れがあります。特に職員が減る夜間で、慢性的な人手不足のため、施設側には十分な数の夜勤職員を確保しにくいという事情もあります。

平成18年1月長崎県大村市で発生した認知症高齢者グループホームでの火災を受けて、平成19年6月、消防法施行令が一部改正されました。この改正により、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設でも、防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。今回火災が発生したグループホームの延べ面積は、270m²でスプリンクラー設備の設置義務はなかったようですが、2月12日、総務大臣が今までの基準でいいかを含め、消防法改正などでスプリンクラーの設置基準の厳格化を検討する考えを示しています。

今月号では、認知症高齢者グループホームを規制している消防法（H19.6 改正分）についてまとめました。

（1）用途区分

今回のように入居するグループホームなどは、下記の通り『6項口』と定められています。

老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護施設、軽費老人ホームなど通所する社会福祉施設は、用途区分『6項ハ』として別用途として規制をされています。

6項口 (入居を伴う社会福祉施設)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	
有料老人ホーム	主として要介護状態にある者を入居させるものに限る（介護居室の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの）	
介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設		
盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	通所施設を除く	
重症心身障害児施設		
障害者支援施設	主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る（障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超える施設）	
老人短期入所事業もしくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（老人福祉法に規定するもの）		
短期入所もしくは共同生活介護を行う施設（障害者自立支援法に規定するもの）	主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る（障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超える施設）	

（2）防火管理者の選任義務

6項口（今回のように入居するグループホームなど）は、収容人員10人以上の場合、防火管理者を選任し、消防計画書を作成し、提出しなければなりません。6項ハは、収容人員30人以上。

（3）消防用設備等の設置義務

消防用設備等の種類	6項口（入居型社会福祉施設）	6項ハ（通所型社会福祉施設）
自動火災報知設備	全ての施設	延べ面積300m ² 以上
火災通報装置	全ての施設	延べ面積500m ² 以上
スプリンクラー設備	延べ面積275m ² 以上	延べ面積1000m ² 以上（地階・無窓階） 延べ面積1500m ² 以上（4階以上）
消火器	全ての施設	延べ面積150m ² 以上

厨房排気ダクト火災予防について

業務用厨房でガス機器等を使用する際には、レンジフード・換気扇や排気フードを長時間使用するため、油脂やほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどくなると CO（一酸化炭素）中毒事故や火災につながる危険性があります。日頃のお手入れや定期的なメンテナンスをきちんと行いましょう。（消防庁・経済産業省の連携広報より）



レンジフード本体とその中のグリスフィルター



排気ダクト



着火して火災の原因に！



換気扇



換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に！

油脂・ほこりで汚れて、風量の低下により換気不良を起こしたり、着火しやすい状態です。



厨房設備はつねに清潔！



「早春の風物詩」